

家計急変の高校生等への「奨学のための給付金」について

グローバル・文化教育課

## 家計急変の高校生等への「奨学のための給付金」について

1. 高校生等への就学支援の状況
    - ・高等学校等就学支援金
    - ・高等学校授業料等減免制度・私立高等学校等の授業料軽減補助事業
    - ・徳島県奨学のための給付金
    - ・徳島県奨学金
  
  2. 奨学のための給付金  
高校生等のいる「生活保護受給世帯」及び「住民税所得割額非課税世帯」に対し、一定額を給付し、授業料以外の教育費を支援する制度（国費1／3）
    - ・毎年7月1日を基準日とし、当該年度の住民税所得割額により審査、7～9月に申請、12月に保護者等へ直接支給。
    - ・支給年額は、第1子の場合、国公立84,000円、私立103,500円。
  
  3. 奨学のための給付金による家計急変等への支援策
    - (1) **新入生への給付金全額の早期支給**  
新入生の非課税世帯を対象に、6月末まで申請を受け、7月1日時点の課税状況を審査し、給付金全額を8月末頃支給する。  
※例年の12月支給より4か月程度の早期支給  
新入生の早期支給により、2・3年生も11月末までの支給を予定
  
    - (2) **家計急変への支援の実施**  
家計急変は新型コロナウイルス感染症の影響による減収を含め、保護者等の収入が非課税相当まで落ち込む世帯を対象に、支援を実施する。
  
  - ア 家計急変の確認方法
    - ①家計急変理由を証明する書類（公的支援の証明書等）
    - ②家計急変前後の所得や収入を証明する書類
    - ③世帯人数（扶養親族の人数）・年齢確認書類 等

※日本学生支援機構や県その他制度を参考に設計
  
  - イ スケジュール  
5月より周知を行い、6～7月に申請受付、8月中の支給を目指す。  
さらに、7月以降に家計が急変した者については、随時受付を行い、申請月の翌月以降の月数に応じ支給する。
- 
4. 家計急変の対象の見込  
公立100件、 8,400千円  
私立 20件、 2,000千円  
予算については、当初予算により対応

# 高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

令和2年度予算額  
(前年度予算額)

13,610百万円  
13,931百万円

文部科学省

## 背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

## 目的・目標

○高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

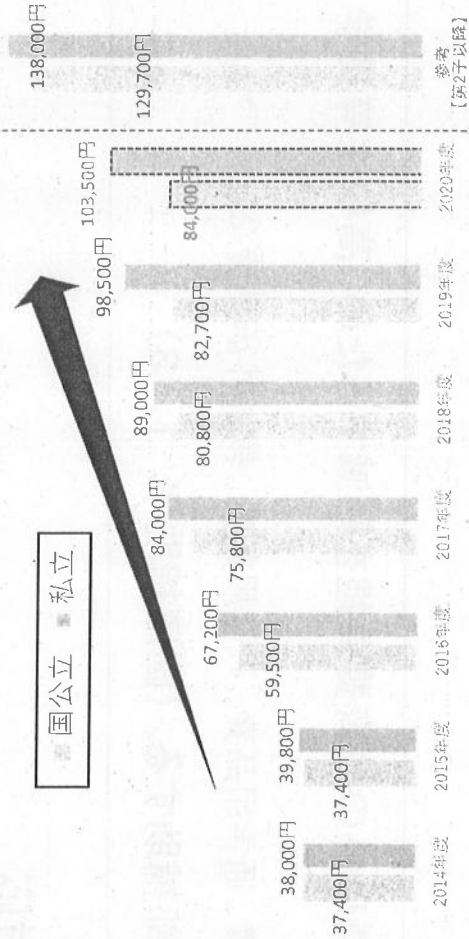
## 事業内容

- ◆ 低所得世帯（生活保護世帯・非課税世帯）の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。  
※授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学用品費、教科外活動費など
- ◆ 都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に対して、国がその経費を一部補助する。（国庫補助率1/3）
- ◆ 家庭の教育費の負担が大きい15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合は給付額を増額。
- ◆ 令和2年度予算  
・非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額（教科外活動費の増 国公立：+1,300円 私立：+5,000円）  
・専攻科に通う生徒への支援（新規）

世帯区分	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	32,300円	52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	82,700円 （+1,300円）	98,500円 （+5,000円）
	84,000円	103,500円
非課税世帯 全日制等（第2子以降※）	129,700円	138,000円
非課税世帯 通信制	36,500円	38,100円
生活保護・非課税世帯 専攻科	36,500円	38,100円

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

## 「第1子」の給付額の推移



成果、事業を実施して期待される効果

家庭の経済事情にかかわらず、希望する質の高い教育を受けられる社会の実現

# 高校生等奨学給付金における新型コロナウイルスへの対応

## 1. 高校生等奨学給付金の概要

- 低所得世帯(生活保護世帯・非課税世帯)の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。  
※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学用品費、教科外活動費など
- 都道府県が行う事業に対して、国がその経費を一部補助する。(国庫補助率 1/3)

## 2. 新型コロナウイルスの影響を踏まえた新たな対応

### (1) 家計急変世帯への支援の実施

- 保護者の失職などの家計急変により収入が激減し、低所得となった世帯を新たに対象に追加。
- 家計急変後、どのタイミングでも申請の受付が可能。  
※ 通常は、年1回(7月)の申請

### (2) 一部給付の早期化

- 特に入学時の負担が大きいため、新入生について、4～6月分相当(給付額の1/4)の前倒し給付を実施。  
※ 4～6月分相当は前年度の課税証明書等により判定  
※ 7月～翌年3月分相当(給付額の3/4)は当該年度の課税証明書等により判定



高校生等が安心して学ぶことができる教育環境を確保